

平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり公表します。

(単位:%)

指 標		早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実質赤字比率		14.62	20.00	標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合をいいます。
連結実質赤字比率		19.62	40.00	標準財政規模に対する全ての会計(一般会計等及び公営企業会計を含む特別会計)の実質赤字額の割合をいいます。
実質公債費比率	18.5	25.0	35.0	一般会計等の公債費及び公債費に準ずる経費(繰出基準に基づく公営企業会計に対する繰出金、債務負担行為に基づく支出等)を標準財政規模等で除した比率の3カ年平均の数値です。
将来負担比率	56.2	350.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額(一般会計等の地方債残高、公営企業会計の地方債の償還に充てるための繰出金、一部事務組合・第三セクター等に対する負担や職員の退職手当負担等)の標準財政規模に対する比率です。

注)指標が「-」と表示されているのは黒字となっているためです。

標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準税収入額、普通交付税等の合計をいいます。

一般会計等・・・海陽町においては一般会計、鉄道経営安定基金特別会計をいいます。

特別会計・・・海陽町においては国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、(上水道事業会計、海南病院事業会計、海部簡易水道事業特別会計、川西簡易水道事業特別会計、川上簡易水道事業特別会計、中里簡易水道事業特別会計、浅川公共下水道事業特別会計、海部公共下水道事業特別会計、穴喰公共下水道事業特別会計、神野農業集落排水事業特別会計、日比原農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計)をいいます。()は公営企業会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位;%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	説明
上水道事業会計		20.0	公営企業会計における資金不足額(赤字額)が事業規模(営業収益等)に対してどれくらい占めているかを示す比率です。
海南病院事業会計			
国民宿舎事業会計			
海部簡易水道事業特別会計			
川西簡易水道事業特別会計			
川上簡易水道事業特別会計			
中里簡易水道事業特別会計			
浅川公共下水道事業特別会計			
海部公共下水道事業特別会計			
穴喰公共下水道事業特別会計			
神野農業集落排水事業特別会計			
川西農業集落排水事業特別会計			
日比原農業集落排水事業特別会計			
漁業集落排水事業特別会計			

注)指標が「-」と表示されているのは資金不足額がないためです。